

## 射水市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 射水市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

### (所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償輸送は除く。）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の組織及び委員の任期)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 住民又は利用者の代表
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (4) 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長が指名する者
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
  - (6) 富山県高岡土木センター所長が指名する者
  - (7) 富山県射水警察署長が指名する者
  - (8) 射水市市民生活部長
  - (9) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、市民生活部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代

理する。

4 交通会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が会議を進行する。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な事項で会議を開く必要がないと認めるとき又は特に緊急の必要があり会議を開催するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって交通会議で協議したものとみなすことができる。この場合においては、その後招集される最初の会議において、この協議した内容を報告するものとする。

(幹事会)

第5条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条第1項に定める委員のうちから市長が指名する者、生活安全課長その他市長が必要と認める者で組織する。

3 幹事会に会長を置き、生活安全課長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日に施行する。